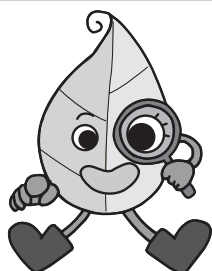


6. 参入形態と許認可等

農業生産までの流れ



農業生産を行うまでには準備すべきことがあります。その概要について大まかに整理してみました。

もっと地域に活気を
もっと幅広い経営展開を



相談

農地を使う

農業生産法人の要件を満たす法人を設立する

農地を使わない

(一般) 農業法人を設立する

農地を使わない農業生産の例
施設を使った野菜作り
施設を使った花作り
養豚、養鶏 水耕栽培 等

特区の活用

現在の会社のままで農業を行う

企業参入
促進スタッフ

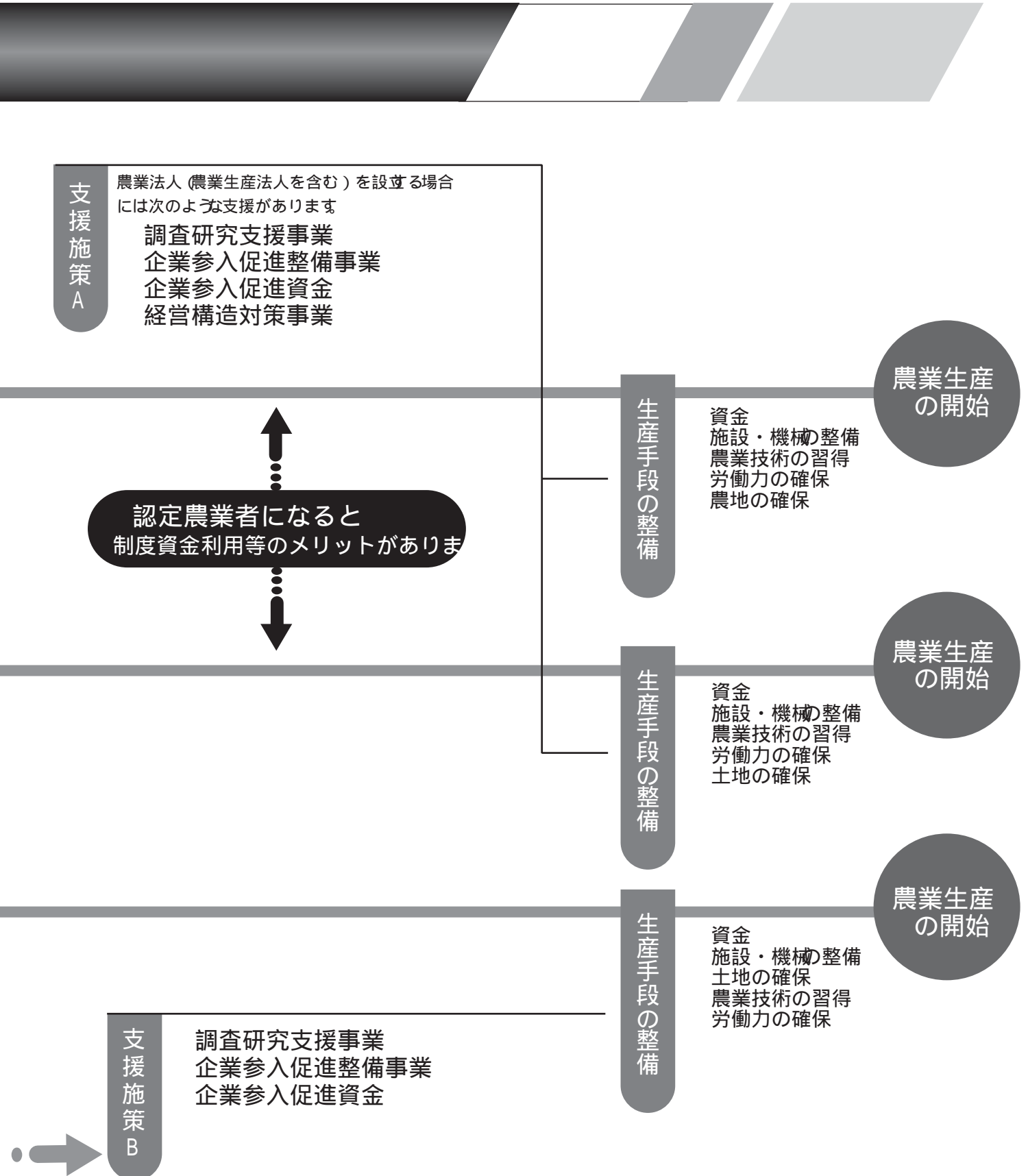
島根県農林水産部
農業経営課

または

県隠岐支庁農林局・各農林振興センター
総合振興担当

構造改革特区法第6条により、一定の条件のもとで、農業生産法人以外の法人が農地の貸借を認められます。
(詳しくは、本マニ40p)を参照のこと。)

調査研究支援事業はここから使えます



農地を利用するためには？

農地法では、耕作者主義にもとづき、農業を行うものに限って農地の利用（耕作）ができることとし、それ以外の者は例外を除き農地を利用することができないことになっています。

このため、農業に参入を希望する企業であって、農地の利用が必要な場合は、

農地法で規定する農業生産法人の要件を満たしていること 農地権利取得要件を満たすこと

が必要となります。

なお、ハウス（コンクリート舗装等の場合）を利用した水耕栽培での軟弱野菜栽培や畜舎での畜産業など、農地を利用しない場合は、農地法の要件を満たす必要はありません。

農地法で規定する農業生産法人の要件を満たす法人とは、農地法第2条第7項で規定されており、その内容は次の通りです。

農業生産法人の要件

ア 法人形態

形態としては、農事組合法人（農協法）、合資会社、合名会社、有限会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る）

イ 事業

主たる事業が、農業及びその農業に関連する事業（農産物の加工・販売）であり、その売上高が過半を占めること

ウ 構成員

農業の常時従事者や農地の権利提供者等の議決権が4分の3以上あること。
法人と継続的な取引関係のある者又は法人の事業の円滑化に寄与する者の議決権が4分の1以下、且つ、1構成員あたり、10分の1を越えないこと。

<特例> の資本参加等について具体的に記述された農業経営改善計画を認定され、認定農業者となった場合は総議決権の1/2未満。

エ 役員

役員の過半は、農業に常時従事（原則年間150日間）する構成員であること。
この過半を占める役員の過半は、農作業に原則として60日以上従事すること。

従って、企業が農地を利用して農業に参入しようとする場合、新たに農業法人を設立せず、直接、事業の一部門として参入しようとするれば、企業そのものが農地法の要件を満たす必要が生じ、実質的に不可能ということになります。（但し次ページで説明する構造改革特区の場合は除きます。）

また、新たに別法人を設立して農業参入しようとする場合は、農地法の要件を満たすような体制を作ることが必要です。

補助事業が活用できる組織は？

農業参入にあたっては、機械・施設の整備、運転資金の調達などが必要となります。経営の円滑な立ち上がりを図るためにも国、県等の補助事業の活用を検討してみましょう。

国、県等の補助事業等を活用する場合には、それぞれの補助事業において、補助対象者の要件を定めているので、その要件に合致した組織体制が必要となってきます。

多くの国庫補助事業では、基本的に「農業者が組織する団体」としている場合が多く、「農業者が組織する団体」とは、事業を受けようとする法人の構成員の内、農業者（世帯が独立した者で農業に従事する者）が3人以上確保されていることが必要となっています。

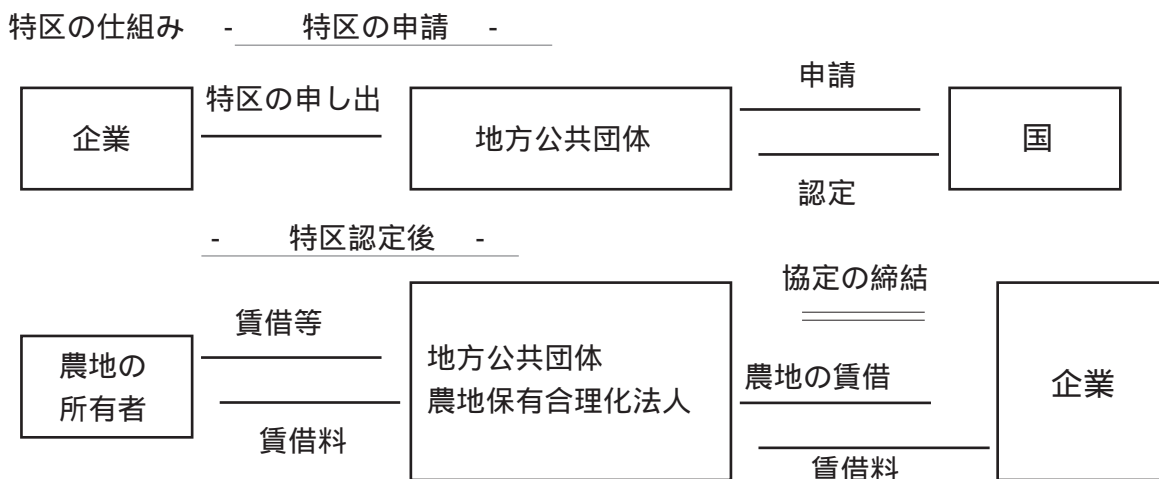
この要件は、農業生産法人に求められる要件とは異なることにご注意ください。

構造改革特区（特区）とは？

遊休農地解消のために地方公共団体が特区申請し、内閣総理大臣の認定を受ければ、特区内に限り農業生産法人の要件を満たさなくても農地を借り受けることができます。ただし、次の要件を満たすことが必要です。 構造改革特別区域法第16条

農業に常時従事する役員が1名以上いること 地方公共団体等と協定を締結しこれに従い農業を行うこと

従って、この区域内では、既存法人の直接参加が可能となり、また、新たに農業生産法人の要件を満たさない法人を設立しても農地の利用が可能となります。



関連する届出等

農業参加及び農作物の加工業等への参加に伴って発生する諸届出、許認可がいくつかあります。

ここではそのうち主だったものを並べておきます。

米の販売（農政事務所）

平成16年4月から、20精米ト以上の出荷・販売事業を行う場合は、農政事務所へ届出が必要です。

加工品の製造（保健所）

加工品を製造する場合は、品目によって保健所の営業許可を受けなければならないため、品目を決めた時点で必ず相談して下さい。

水質汚濁の防止措置（保健所）

農産物の加工品製造を行う場合には、水質汚濁防止法に定める汚水または廃液を排出する特定施設に該当するかどうかを確認し、該当する際にはその適正な処理を行わなければならないことから、事前に保健所へ相談することが必要です。

堆肥の製造販売（県農業試験場）

肥料成分を含んでおり、土に施すことを目的に製造販売される場合、肥料取締法に規定する「肥料」に該当する可能性があることから、表示義務が生じることになります。

そのため、製造に当たっては県農業試験場に相談して下さい。

有機JASの認証

現在有機JASの国内の登録認定機関は66団体あります。

有機JAS認証を取得するには、農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関に認定の申請を行います。登録認定機関には、その認定を行う農林物資の区分が「有機農産物」「有機農産物加工食品」「有機農産物および有機農産物加工食品」の3つの区分があります。

また、認定を行う区域も登録認定機関により異なるので注意が必要です。

農業振興地域内での農地転用について

各市町村では、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、農業の基盤整備など農業振興を図るための農用地区域を指定しています。この農用地区域内で、農業用施設や事務所など建設する場合、市町村の農用地利用計画の変更が必要となります。

基本的にこの変更手続きを経なければ、農地法による農地転用許可は受けられない仕組みになっています。

詳しくは、市町村あるいは市町村農業委員会へお問合せ下さい。

農地転用について

200㎡未満の自らの農業用施設を建設する場合を除き、農地に施設や事務所など建設し農地として利用しなくなるようであれば、事前に農地法上の許可が必要です。

この場合は市町村農業委員会へお問合せ下さい。